

徳島市における「アクション・プラン」の提案について

1 提案の概要

生活保護受給者等就労自立促進事業が「アクション・プラン」に基づく一体的実施事業に位置付けられることに伴い、徳島市（以下「市」という。）と国との一体的実施事業として、当事業の取り組みを進める。

2 提案理由

リーマンショック以降続く不況を反映して、生活保護受給者数が増加している。市においても、その伸び率は高い（21年度平均21.6%→23年度平均23.4%）。特に失業等を理由とする「その他の世帯」が平成21年3月の538世帯から、平成24年3月には623世帯と、この期間中で実に16%の伸びを示しており、これらの対象者に対する能力活用・就労指導が重要な課題となっている。

このような中、本年度から実施される「生活保護受給者等就労自立促進事業」においては、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅支援給付受給者及び生活保護相談・申請段階の者等（以下「生活保護受給者等」という。）への迅速かつ一体的な就労支援を行うため、地方公共団体と公共職業安定所（以下「安定所」という。）とが常設窓口を設置することが可能となっている。

その所在が異なる市と安定所が連携し、一体となった窓口を持つことで、早期かつ切れ目のない就労支援が可能となり、ひいては生活保護受給者等の早期自立に資するものと期待される。

そこで、市に徳島公共職業安定所（以下「徳島所」という。）の職業相談・職業紹介機能を有する常設窓口を設置することを提案するものである。

3 対象者

市内に居住する生活保護受給者等。

4 体制

- (1) 徳島市福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）内に、常設の相談窓口を設置する。
- (2) 常設窓口には次の就労支援担当者を配置する。
 - ア 徳島所の就労支援ナビゲーター1名を配置し、相談・支援を実施する。
 - イ 市は福祉事務所就労支援員を配置し、一体的な就労支援体制をとる。

5 実施内容

(1) 事業内容

ア 職業相談及び職業紹介

生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領に基づき、生活保護受給者等で(a)稼働能力

を有する者 (b)就労意欲が一定程度ある者 (c)就労にあたって阻害要因のない者 (d)事業への参加等に同意している者に対し、市と徳島所とが連携して就労支援にあたる。

① 市で実施する事項

支援候補者の選定を行うとともに、福祉施策に基づく給付や個別相談を実施しながら、必要に応じて常設窓口や安定所本所への誘導を行う。

また、新たな窓口の開設にあたっては、ブースの設置や配線工事等、ハード面での受け入れ体制を整える。

② 徳島所に実施を要望する事項

職業相談・職業紹介の実施と、そのために必要な紹介端末・検索端末機の設置、人件費や備品等の負担を要望するものである。

また、必要に応じて求職者支援訓練に係る相談・支援を実施することについても、併せて要望する。

③ 市と徳島所が一体となって実施する事項

支援候補者に、各種の生活相談と職業相談・職業紹介を一体的に実施する。

イ 生活保護受給者等の職業準備・就労支援

生活保護受給者等で、個別の問題を抱えている者に対し、問題を克服するために、次の支援を行う。

① 市で実施する事項

生活保護受給者等と福祉事務所ケースワーカー・コーディネーターが個別にカウンセリングを行い、本人の希望やニーズの把握、健康状態や世帯の状況の確認を行い、徳島所へ伝達する。

② 徳島所に実施を要望する事項

すべての支援候補者に対して、原則としてジョブカード等の活用によるキャリア・コンサルティングを実施するとともに、必要に応じて職場体験講習、職業準備セミナー、個別カウンセリング等の職業準備メニュー、トライアル雇用、公的職業訓練の受講あっせん、就職・自立促進講習等の活用の提案を行う。

また、必要に応じて就職後のフォローアップを行う。

③ 市と徳島所が一体となって実施する事項

協力企業の確保などに連携して取り組み、一体的に問題の克服に取り組む。

(2) 協定の締結

市長と徳島所長との間で事業に係る協定を締結する。

(3) 運営協議会の設置・開催

福祉事務所職員、徳島所職員を構成員とする運営協議会を設置し、定期的に情報交換等を行う。

また、福祉事務所職員とナビゲーター等とで情報交換やケース検討会などの会合を定期的に開催するほか、相互の技術的研修の実施などにより連携を深める。

6 その他

実施時期は、平成25年度中とする。